

青森県報

第四千九十二号

平成二十八年
一月四日
(月曜日)

目次

公 告

発電余剰電力の売却に係る一般競争入札	………	(河川砂防課)	…
建設業者の許可の取消し	………	(三八地域 民 局)	… 二
右 同	………	(西北地域 民 局)	… 二
右 同	………	(下北地域 民 局)	… 三
公安委員会	………		
役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格	………	(交通規制課)	… 三

公 告

発電余剰電力の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 入札の対象
世増ダム管理用水力発電の発電余剰電力

2 予定売却電力量

契約期間内の全量

3 売却する電力の特質

入札説明書による。

4 入札方法

一キロワット時の単価により行つ。

二 契約期間

契約締結の日から平成三十年三月三十一日まで(電力の受給開始は、平成二十八年四月一日とする。)

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。

2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。)でないこと。

3 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者又は同項第八号に規定する特定規模電気事業者であること。

4 一年以上事業としての電力の買取りを継続して営んでいること。

5 一契約当たり年間四百四十万キロワット時を超える電力の買取りを行った実績を有すること。

6 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出している者であること。

四 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十八年一月十四日(木)正午までに青森県県土整備部河川砂防課長に提出しなければならない。

らない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(二)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

五 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県土木整備部河川砂防課

電話 〇一七 七三四 九六六一

六 入札及び開札の日時及び場所

1 日時

平成二十八年一月二十二日(金)午後一時三十分

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が三に掲げるいずれかの条件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に小数点第三位以下があるときは、これを切り捨てて小数点第二位までにした金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十二 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 詳細は、入札説明書による。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山崎建築

二 氏名 山崎 富男

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字尻引前山三二の一六四六

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一七六四九号

五 取消年月日 平成二十七年十二月十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社工ム・ホームサービス
- 二 代表者の氏名 高島 勲
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市中央四の七八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四) 第四〇〇三三四号
- 五 取消年月日 平成二十七年十二月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年十一月十二日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 永陸工業株式会社
- 二 代表者の氏名 福島 幸一
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字自名字小田野坂一の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二七) 第六〇〇一四六号
- 五 取消年月日 平成二十七年十二月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工、とび・土工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年十二月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の五第一項及び第六百七十七条の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約(自動車保管場所現地調査業務、自動車保管場所データ入力等業務に係わるものに限る。以下「役務契約」という。)を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第六百七十七条の五第二項及び第六百七十七条の十一第三項において準用する同令第六百七十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十八年一月四日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

一 競争入札参加資格

- 1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人であつて、次のいずれにも該当しないものとする。
 - (一) 地方自治法施行令第六百七十七条の四第一項の規定に該当する者(ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者を除く。)
 - (二) 地方自治法施行令第六百七十七条の四第二項各号(同令第六百七十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (三) 営業に関し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
 - (四) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。))第二条第二号に規定する暴力団をいう。(五) 次に掲げる者
 - ア 暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)
 - イ 役員等(法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人(支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、

事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。（をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し、金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとす

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（資本金、積立金及び繰越利益（欠損）金の合計額とする。）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以

外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十八年一月四日から同月二十九日までとする。ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、役務契約の業務種別ごとに競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通規制課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）
貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）

法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの）

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に關し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO 認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表（様式第三号）

- 2 申請書及び1の(ロ)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(六)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。
- 3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し記載しなければならない。
- 五 資格審査の結果の通知
- 資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。
- 六 競争入札参加資格の格付の有効期間
- 競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成三十一年三月三十一日までとする。
- 七 申請書の記載事項の変更届等
- 申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(様式第四号)を提出しなければならない。
- ただし、1から3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。
- 1 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所
- 2 商号又は名称
- 3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項
- 八 競争入札参加資格の更新手続
- 競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成三十一年一月に予定している同年四月一日以降の期間についての競争入札参加資格審査対象並びに資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所
 商号又は名称
 代表者職氏名
 印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約(自動車保管場所現地調査業務、自動車保管場所データ入力等業務に限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 希望する業務
 役務の提供
- 2 希望する業種(複数業種記入禁止)

(注) 申請書は各業種毎にそれぞれ個別に申請してください。

様式第2号

経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供 番号

(単位：千円)

審査値	格付

フリガナ 商号又は 住所は		代表者 氏名	
住所は	〒	電話番号	
主たる所 在する所	〒	FAX番号	
主たる所 在する所		電話番号	
等住住所		FAX番号	
希望する 業務	役務の提供		
希望する 業務種			
平均生産額 又は販売額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	年間平均実績高 (①+②) / 2
自己資本 額	直前決算時 資本金(元入金)	剰余(次損)金処分	決算後増減 計
積立金(準備金)			
次期繰越利益(次期)金			
職員数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人
経営比率	流動資産() × 100 = % 流動負債()		
営業年数	創業日 年月日	現組織変更日 年月日	営業中断期間 年月～年月
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務 有 無	障害者雇用状況報告義務 有 無	雇用障害者数 人
ISO認証取得	有 (ISO 9001、ISO 14001) 無		

注) 太枠の欄は記入しないでください。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

1	〒	電話番号	
		FAX番号	
2	〒	電話番号	
		FAX番号	
3	〒	電話番号	
		FAX番号	
4	〒	電話番号	
		FAX番号	
5	〒	電話番号	
		FAX番号	
6	〒	電話番号	
		FAX番号	
7	〒	電話番号	
		FAX番号	
8	〒	電話番号	
		FAX番号	
9	〒	電話番号	
		FAX番号	
10	〒	電話番号	
		FAX番号	
11	〒	電話番号	
		FAX番号	
12	〒	電話番号	
		FAX番号	
13	〒	電話番号	
		FAX番号	
14	〒	電話番号	
		FAX番号	
15	〒	電話番号	
		FAX番号	
16	〒	電話番号	
		FAX番号	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭